ウ　年金払い退職給付

(ｱ) 退職年金

退職年金の半分は有期退職年金，半分は終身退職年金として支給されます。有期退職年金の支給期間は20年ですが，10年（または一時金）を請求時に選択できます。組合員である間は，全額支給停止されます。現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。亡くなられた場合は，有期退職年金の残余部分が遺族の方に一時金として支給されます。終身退職年金の支給は終了します。

受給条件（すべてを満たす場合のみ）

・65歳に達していること

・退職していること

・平成27年10月以後の１年以上引き続く組合員期間を有していること

(ｲ) 公務障害年金

全額終身年金として支給。組合員である間は全額支給停止されます。

障害の程度が変わった場合は，年金額が改訂されます。現役時から退職後までを通じた信用失墜行為当に対する支給制限措置があります。

受給条件（すべてを満たす場合のみ）

・公務による傷病により傷害状態となったこと

・公務による傷病の初診日において組合員であること

・傷害認定日において，その公務による傷病により，障害等級１級～３級に該当する障害状態であること

(ｳ) 公務遺族年金

全額終身年金として支給されます。受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときの支給制限措置があります。

受給条件（いずれかに該当した場合）

・組合員が公務による傷病により亡くなられたとき

・退職後，組合員であった者が，組合員期間中に初診日がある公務による傷病により初診日から5年以内に亡くなられたとき

・障害等級１級または２級の公務障害年金の受給権者が，その原因となった公務による傷病により亡くなられたとき